

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条及び地域生活支援事業実施要綱(平成18年8月1日付障発0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づく菊陽町訪問入浴サービス事業(以下「事業」という。)を実施し、法第4条第1項に規定する障害者及び法第4条第2項に規定する障害児(以下「障害者等」という。)に対し、移動入浴車による居宅における入浴サービス(以下「サービス」という。)を提供し、障害者等の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業の実施)

第2条 この事業の実施主体は、菊陽町(以下「町」という。)とする。

2 町は、次条の規定に基づく登録の決定を行った事業者 서비스에 行わせることができるものとする。

(事業者登録等)

第3条 前条の規定により、サービスを行うことができる事業者は、「民間事業者による在宅介護サービス及び在宅入浴サービスのガイドラインについて」(昭和63年9月16日老福第27号・社更第187号大臣官房老人保健福祉部長・社会局長通知)の基準を満たす事業者とする。

2 事業者は、サービスを行う前に町長に対し、訪問入浴サービス事業事業者登録申請書(別記様式第1号)を提出し、事業者登録を行うものとする。

3 町長は前項の規定による申請があったときは、登録の適否を決定し、訪問入浴サービス事業事業者登録決定・却下通知書(別記様式第2号)により事業者に通知するものとする。

(利用対象者)

第4条 サービスの利用対象者は、町内に居住する者で、居宅において常に臥床し、自宅で入浴することが困難な障害者等とする。ただし、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく訪問入浴介護を利用することができる者は、利用の対象から除くものとする。

(利用回数)

第5条 サービスの利用回数は、週2回までとする。ただし、町長が特に必要と認める場合については、この限りでない。

(利用申請及び決定)

第6条 サービスを受けようとする障害者等又はその保護者(以下「申請者」という。)は、訪問入浴サービス事業利用申請書兼利用者負担金減免申請書(別記様式第3号)により、町長に利用申請を行うものとする。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、訪問入浴サービス利用決定・却下通知書(別記様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により決定したサービスの有効期間は、利用決定を行った日から1年以内で町長が定める期間とする。

(利用者の届出義務)

第7条 前条第2項による決定の通知を受けた者(以下「利用者等」という。)は、決定内容に変更が生じた場合又は利用を中止しようとする場合には、訪問入浴サービス利用状況変更・中止届(別記様式第5号)により、速やかに町長に届け出なければならない。

(サービスの停止又は廃止)

第8条 町長は、利用者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、サービスの利用を一時停止し、又は廃止することができる。

(1) サービスの提供により障害者等の心身に悪影響をもたらすおそれがあると認められるとき。

(2) 障害者等が入院又は福祉施設等に入所したとき。

(3) その他町長がサービスの提供の必要がない、又はサービスの提供が困難と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により入浴の一時停止又は廃止を決定したときは、訪問入浴サービス利用一時停止・廃止決定通知書(別記様式第6号)により利用者等に通知するものとする。

(費用)

第9条 第2条の規定に基づくサービスの提供に伴う1回当たりの費用(以下「事業費」という。)は、12,660円とする。

2 訪問時の障害者等の心身の状況等から入浴サービスが困難な場合であって、当該利用者等の希望により清拭又は部分浴等を実施したときの事業費は、11,394円とする。

(事業費の支給及び利用料)

第10条 町長は、前条に基づきサービス提供に要した事業費を利用者等に支給する。

2 利用者等は、利用料として事業費の1割を、サービスの提供を行った登録事業者(以下「利用事業者」という。)に支払うものとする。

(事業費の代理受領)

第11条 利用者等が利用事業者からサービスの提供を受けたときは、前条第1項の規定にかかわらず、事業費として町長が支給すべき額を、利用者等の委任に基づき利用者等の代わりに利用事業者が支給を受けることができる。

(事業費の請求等)

第12条 利用事業者は、毎月のサービス提供後、速やかに訪問入浴サービス事業事業費請求書(別記様式第7号)、訪問入浴サービス事業事業費明細書(別記様式第8号)及び訪問入浴サービス事業実績記録表(別記様式第9号)を町長に提出し、事業費の請求を行うものとする。

2 町長は、前項の請求に基づきその内容を審査のうえ、遅滞なく事業費を利用事業者に支払うものとする。

(利用料の免除)

第13条 町長は、利用者等及びその属する世帯が次のいずれかに該当するときは、第10条に規定する利用料を免除することができる。

(1) 生活保護法(昭和24年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている世帯

(2) 申請時の属する年度(4月から6月までの間の申請については、前年度とする。)の町民税が非課税である世帯

2 前項第2号に規定する世帯の範囲については、利用者が障害者である場合については当該障害者及び配偶者とし、利用者が障害児である場合については、当該障害児を含めた同一世帯全員とする。ただし、当該障害児の保護者が障害者である場合は、当該障害児の保護者及び配偶者とする。

(遵守事項等)

第14条 利用者等は、サービスの利用に際して次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) サービスの利用時に、常時介護を行っている1人以上の世帯員等が立会うこと。

(2) 利用者等は、サービスの利用前に利用事業者に対し、入浴の可否の意思を表示すること。

(3) 疾病等の事由により入浴に不安がある場合は、利用者等の責任において、あらかじめ医師に入浴について可否の診断を得ておくこと。

(4) サービスを提供するために必要な利用事業者の指示に従うこと。

2 利用事業者は、業務の実施時に事故等が発生した場合には、町長及び利用者等に対し、必要な情報を速やかに報告、連絡するとともに、適切な措置を講じなければならない。

3 利用事業者は、業務に関する一切の記録等の図書を整備し、サービスを提供した年度の翌年から起算して5年間保存しなければならない。

4 町長は、事業の施行上必要があると認めるときは、利用事業者に対し、業務に関する報告書等の提出及び前項の図書の提出又は閲覧を求めることができるものとし、利用事業者はこれを拒んではならないものとする。

(紛争の解決)

第15条 サービスの利用又は業務の施行上生じた紛争等については、利用者等及び利用事業者双方の当事者間で、これを解決しなければならない。

(守秘義務)

第16条 利用事業者は、正当な理由なく業務上知り得た秘密、情報等を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成22年3月29日要綱第14号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年9月30日要綱第37号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和6年11月28日告示第81号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。